
尾道市次世代育成のための 電子メディア対策第5次実施計画

令和 5 年 3 月

尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会

■ 目 次 ■

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画策定後の委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	第4次実施計画事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	現時点での尾道市の子供たちの状況・・・・・・・・	5
6	今後の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
7	事業計画表（主な対策）・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5

附属資料

1	尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会設置要綱・・・・・・・・	2 4
2	尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会名簿・・・・・・・・	2 5
3	尾道市次世代育成のための電子メディア対策第5次実施計画策定の経過・・	2 6
4	尾道市次世代育成のための電子メディア対策第5次実施計画の流れ・・・・	2 7

1 計画策定の趣旨

昨今、スマートフォン等携帯端末、据え置き型あるいは携帯型ゲーム機、パソコン（タブレットを含む）、携帯音楽プレイヤー等のインターネット接続機器や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の多様なサービスの利用が急速に浸透・普及している。

また、その利用環境は、インターネット接続業者（プロバイダー）や携帯電話会社の提供する通信回線のみならず、Wi-Fi等の接続環境も拡大、多様化している。

こうした情報機器（以下「電子メディア」）の普及により、私たちは、多くの知識や情報、あるいは娯楽を電子メディアから得ており、日常生活に不可欠なものとなっている。

大人だけでなく、子供たちにとっても、電子メディアの進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有用であり、教育をはじめとする様々な分野に一層生かされることが期待されている。

しかし、電子メディアの使用が日常的なものとなったことにより、幼い頃から接触し続けることによる、生活や行動等への影響が懸念されている。電子メディアへの長時間接触は、視力や体力の低下など、健康に悪影響を及ぼす危険性があり、インターネットに氾濫する様々な有害情報は、精神的発達だけでなく、価値観やモラルにも悪影響を及ぼすおそれがある。

さらに、急速に普及したSNSの環境により、匿名による誹謗中傷、個人情報流出、有害な情報サイトへのアクセスなどの問題も顕在化している。

こうした、有用性・可能性と悪影響への懸念という両面性を考えるとき、子供たちに電子メディアを適正かつ有効に活用できる能力を身に付けさせることは、我々大人の責務である。

本市では、平成31年3月に策定した尾道市次世代育成のための電子メディア対策第4次実施計画により様々な取組を進めてきたが、この間、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化してきた。

令和2年初旬から世界的規模で流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、私たちの生活様式は大きな変化を余儀なくされ、「新たな日常」への対応が求められる中で、社会のさまざまな場面でデジタル活用の普及・促進が図られている。

また、教育現場においても、令和3年度からGIGAスクール構想によ

り、児童生徒1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現した。これまでの教育実践とICTとを最適に組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が進んでいく環境にある。

このような電子メディアの急速な発達と普及及び社会環境の変化の中、子供のインターネット利用を適切に把握・管理し、見守るべき立場にある保護者の役割はこれまで以上に大きくなっている。

他方、令和3年度に行った「生活とメディアに関するアンケート」では、スマートフォン等携帯端末を使うとき、小学生においては保護者との約束事がない割合が増えるなど、子供がどのように利用しているかを十分に把握できていない状況も見受けられる。

このような状況下において、我々大人が子供たちをとりまく電子メディアの現状を正しく理解するとともに、子供たちが課題解決の一つとして電子メディアとの付き合い方を自身で学び、判断できる環境づくりが求められる。

電子メディア利用環境をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、引き続き、電子メディア問題への取組を推進するために、第5次実施計画を策定する。

※電子メディア

電子映像メディア…テレビ・テレビゲーム等

電子通信メディア…スマートフォン等携帯端末・インターネット等

※Wi-Fi…パソコン、スマートフォン、タブレットなどを無線でネットワークに接続する技術

※SNS…Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス

2 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

3 計画策定後の委員会の役割

計画策定後は、毎年、尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会による計画の進捗状況の把握・評価・改善を行う。

令和6年度に「生活とメディアに関するアンケート」を実施して、中間評価・見直しを行う。

4 第4次実施計画事業の実施状況

電子メディアを利用する環境が飛躍的に進展し、情報の入手や発信が容易になった。しかし一方で、誤った使い方や長時間接触による個人の心や体に対するマイナスの影響、家庭や社会生活での人間関係の希薄化などが大きな問題となっている。その対策として、行政、学校等教育機関、地域・団体、保護者が、相互に連携し、第4次実施計画事業を次の視点により取り組んできた。中には、令和2年初旬から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、制限を受けた取組もあった。

①電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対策

②電子メディアから流される有害な情報から守るための対策

③電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策

- ・3年ごとに行ってきた実態調査「生活とメディアに関するアンケート」を、1歳児・5歳児・小学4年生・中学2年生を対象に、令和3年度に実施した。
- ・リーフレットの作成は、保護者啓発を進めるために、次のテーマを決めて行った。

令和元年度 「電子メディアのトラブルを回避するには」

令和2年度 「電子メディア家族と話そう使い方のルール」

- ・家族ふれあいデー（ノーテレビデー）は、電子メディアとの過度な接触時間を減らすことで、家庭での団らん・地域での交流・人と人とのつな

がりの時間をつくることを目的に、令和2年度は、6月と12月に、令和3年度は、9月と12月に、令和4年度は、6月に、未就学児童を対象に取り組んできた。

- ・「電子メディアとの付き合い方」の標語募集は、電子メディアを子供たちが上手に使っていけるよう、標語を募集し、その作品を紹介し、表彰することにより、電子メディア対策の推進を図るため、平成31年度から令和4年度まで毎年実施した。
- ・「パパ☆ママ準備スクール」では、妊婦とその家族に対して、乳幼児における電子メディアへの長時間の接触等の影響について、リーフレットを配布し説明して啓発を進めてきた。
- ・「赤ちゃん訪問事業」、「乳幼児健康診査事業」及び「乳幼児相談事業」は、乳幼児とその家族に対して、電子メディアへの長時間の接触等の影響について啓発し、健やかな発達をめざして実施してきた。
- ・「携帯電話の取扱にかかわるガイドラインに対する取組」は、スマートフォン等携帯端末の取扱について、各小中学校及び保護者が実効性のある取組ができるようにするために、「携帯電話の取扱にかかわるガイドライン」を各小中学校の生徒指導規程に追加し、各小中学校での指導を徹底してきた。
- ・「子ども体験活動促進事業」は、子供たちに対し、有意義な時間を過ごし、多様な感性や能力を養う機会を創出し、社会全体で子供を育む環境の充実と、子供の居場所づくり、また地域の総合的な教育力の向上を図るために実施してきた。
- ・「情報モラル教育の推進・情報活用能力の向上のための取組」は、子供たちに対して、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方を育成するために、情報モラルをテーマとした研修を実施してきた。

5 現時点での尾道市の子供たちの状況

(1) アンケート調査の結果

本項は、電子メディアにかかわる尾道市の子供たちの状況を調査するため、平成30年度と令和3年度に実施した本委員会の「生活とメディアに関するアンケート」を基に比較したものである。

① 1歳児・5歳児

テレビを3時間以上視聴する幼児は微増している。食事中にテレビを消している幼児は、1歳児・5歳児とも増加傾向が続いている。

読み聞かせを「あまりしない・したことがない」保護者は、1歳児では微減しているものの5歳児では増加している。

8時間以上睡眠時間をとる幼児の割合は、減少している。

② 小学校4年生・中学校2年生

テレビを3時間以上視聴する児童生徒は、増加している。また、8割から9割の児童生徒が1時間以上テレビ等を視聴している。インターネットの利用時間は、小学生・中学生とも増加している。「パソコンでのインターネットは、全くしない」割合が、小学4年生(55.7%)、中学2年生(54.8%)とともに過半数を超え、パソコンに変わり、スマートフォン等の携帯端末の長時間利用が特に中学生で増加している。

スマートフォン等携帯端末の所持率は、小学生・中学生ともに増加し、中学生では7割を超えている。携帯端末等所持の低年齢化が進んでいる。

また「携帯電話やスマートフォンの使い方の約束事がない割合」は小学生では増加しているが、中学生ではあまり変化が見られない。

8時間以上睡眠時間をとる児童生徒の割合は、減少している。

平成30年度と令和3年度に実施した本委員会の「生活とメディアに関するアンケート」の比較では、子供たちは、パソコンよりもスマートフォン等(タブレットを含む)携帯端末でのインターネット接続機器や、SNSや無料動画サイト等の多様なサービスの普及により、日常的に電子メディアに接触している状況が見られ、それらの時間が増える一方で、睡眠時間の減少がみられる。ただし、今回の調査は、実施時期が令和3年9月でもあり、コロナ禍での外出自粛の影響もあるものとみられる。

いずれにしても、日常生活において、電子メディアとの関わりが増え

ていく中で、電子メディアがもたらす様々な現象やトラブルが今後も増えていくのではないかと危惧するところである。

1 歳児 ・ 5 歳児の状況

項 目		平成 30 年度	令和 3 年度	差
1 日あたりのテレビ・ビデオ・DVDの視聴時間	3 時間以上視聴する幼児	1 歳… 6.0% 5 歳…18.9%	1 歳… 6.8% 5 歳…21.0%	1 歳…+0.8% 5 歳…+2.1%
1 日あたりのテレビ・ゲームの使用時間	3 時間以上使用する幼児	1 歳…—% 5 歳… 0.4%	1 歳…—% 5 歳… 3.6%	1 歳… —% 5 歳…+3.2%
食事中のテレビ	消している幼児	1 歳…30.1% 5 歳…29.1%	1 歳…35.2% 5 歳…34.2%	1 歳…+ 5.1% 5 歳…+ 5.1%
睡眠時間	8 時間以上の幼児	1 歳…98.0% 5 歳…97.1%	1 歳…96.8% 5 歳…93.0%	1 歳…—1.2% 5 歳…—4.1%
読み聞かせ	あまりしない・ したことがない	1 歳…10.0% 5 歳…19.7%	1 歳… 7.8% 5 歳…25.3%	1 歳…—2.2% 5 歳…+5.6%

小学 4 年生 ・ 中学 2 年生の状況

項 目		平成 30 年度	令和 3 年度	差
1 日あたりのテレビ・ビデオ・DVDの視聴時間	3 時間以上視聴する児童生徒	小 4 …27.1% 中 2 …32.3%	小 4 …36.1% 中 2 …43.6%	小 4 …+9.0% 中 2 …+11.3%
1 日あたりのテレビ・ゲームの使用時間	3 時間以上使用する児童生徒	小 4 …10.6% 中 2 …14.7%	小 4 …19.0% 中 2 …22.4%	小 4 …+8.4% 中 2 …+7.7%
1 日あたりのインターネットの利用時間（パソコン）	3 時間以上利用する児童生徒	小 4 … 2.8% 中 2 … 6.4%	小 4 … 4.5% 中 2 … 8.4%	小 4 …+1.7% 中 2 …+2.0%
1 日あたりのインターネットの利用時間（スマートフォン等携帯端末）	3 時間以上利用する児童生徒	小 4 … 5.4% 中 2 …18.0%	小 4 … 9.6% 中 2 …33.3%	小 4 …+ 4.2% 中 2 …+15.3%

睡眠時間	8 時間以上の児童 生徒	小 4 …84.6% 中 2 …33.8%	小 4 …81.9% 中 2 …31.6%	小 4 …－2.7% 中 2 …－2.2%
携帯電話・スマートフォン の所持率	所持している児童 生徒	小 4 …34.1% 中 2 …61.8%	小 4 …42.1% 中 2 …70.5%	小 4 …＋8.0% 中 2 …＋8.7%
携帯電話・スマートフォン の使い方の 約束事	約束事がない児童 生徒	小 4 …19.9% 中 2 …37.8%	小 4 …26.1% 中 2 …38.5%	小 4 …＋ 6.2% 中 2 …＋ 0.7%

平成 30 年度・令和 3 年度生活とメディアに関するアンケート集計結果 比較

(2) アンケート等での意見

記載内容は、令和 4 年 6 月家族ふれあいデー（ノーテレビデー）アンケート及び令和 3 年度生活とメディアに関するアンケートの自由記述からの声をまとめたものである。

ア 就学前の子供の状況

令和 4 年 6 月 19 日の家族ふれあいデーの実施アンケート結果より
家族ふれあいデーを実施した保護者からのコメント （実施 1,127）
・食事中や就寝時は意識して、テレビやゲームを消したりさせています。その意味を再確認できました。 ・テレビを見てない時間に、お手伝いをしてくれて、とても母もうれしく、子どももうれしそうにお手伝いをしてくれました。 ・テレビをみて食事をする事になれてしまっていて、テレビがついていないとなかなかたべてくれず、反省した。 ・何気なくテレビをつけようとする、「テレビつけんよ」と娘たちが教えてくれ、、普段からテレビがついている事があたり前になっている事に気づかされました。 ・子どもは外遊びや楽しいと思う遊びがあればテレビは無関心。つらいなと思うのは親の方だと勉強になりました。 ・ノーテレビデーは難しいと思います。時代にあっていません。時間を守るや見すぎないことを小さい時から教えていかないといけないと思う。ノーはできないです。 ・いつもよりと比べると、晩の寝つきがすんなりと寝てくれた。 ・子供はやっぱりテレビより親とのふれあいの方が楽しいんだなぁと感じました。 ・いかに普段、親がテレビに頼っているかがわかりました。CD をかけて一緒に手遊びをしたり、

おどったり歌ったりして、こんなお歌も歌えるようになったのかと、子どもの成長を肌を感じる事ができました。 ・いつも以上に本を読むことに集中したり、他のあそびをしたりと子供達自身で何かを見つける良い機会になりました。 ・家族全員でテレビ等を見ないというのは難しいと思った。年齢に幅があると、それぞれの予定や生活リズムもあるので難しいが、どうにかみんなでがんばろう！という意思はあったので、そこだけでも実施してよかったと思った。 ・どうしても家事をしている間はTVを見てしまいますが、少しでも意識すると変わると思いました。 ・保護者が意識をしてテレビやスマートフォンと上手く付き合っていく必要性を感じました。
家族ふれあいデーを実施しなかった保護者からのコメント（未実施 269）
・年齢が小さいほどノーテレビデーに協力してくれるが、大きい子ほどしてくれないので、話し合いが必要だと思った。 ・環境がメディアであふれていて、どうしても、それを絶つことはできなかった。 ・父親が土日は仕事なので、テレビ等を見せないのは限度があるので、基本的にムリ。 ・今回忘れており実施できませんでした。みることがあたりまえになりすぎているなど反省。

イ 学校教育現場での子供の状況

令和3年度生活とメディアに関するアンケート 『あなたは、スマートフォン等の携帯端末の使い方について、家の人と約束事はありますか。どんな約束ですか。』回答より
小学生
・ユーチューブ、ゲームそれぞれ〇〇時間まで ・お金を使うゲームは入れない ・知らない人とライン交換しない ・家の外には持ち出さない ・ねるときは部屋にもっていかない ・勝手に、〇〇（電話、LINE、ツイッター、インスタ、ゲーム、ユーチューブ）はしてはいけない ・スマホにパスワードをかけない ・ケンカをしたら、使ってはいけない ・食事中は使わない

中学生

- ・〇〇時（午後９時～午前１時）以降はしない
- ・課金しない
- ・〇〇（自分の部屋、外、学校）へもっていかない
- ・個人情報をＳＮＳにのせない
- ・あやしいアプリは開かない
- ・試験期間中は使わない
- ・〇〇（電話、LINE、ツイッター、インスタ、ゲーム、ユーチューブ、グループライン、オープンチャット）はしてはいけない
- ・スマホを見すぎない 就寝時間は守る
- ・LINEで悪口を言わない

（３）学校教育現場での取組

尾道市教育委員会では、令和４年３月に尾道教育総合推進計画を定めた。この項目の中に、GIGAスクール構想により、児童生徒１人１台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が整備されたことにより、子供たちに情報機器を使いこなす能力をつけさせることが求められている。

尾道教育総合推進計画（令和４年３月策定）より抜粋

政策の柱１ 学校教育「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」

施策目標１ 確かな学力の育成

【施策２ 「主体的な学び」を促す教育活動の推進による資質・能力の育成】

（１）スマートスクールの実現（ICTの活用）による情報活用能力の育成

- GIGAスクール構想により、児童生徒１人１台端末環境と高速大容量の通信ネットワーク環境が実現されたことを最大限活用し、これまでの教育実践とICTとを最適に組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
- 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられたことを踏まえ、各教科等の特質に応じて、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ります。
- ICT支援員の配置や、教員を対象とした研修会を実施し、教員のICT活用を支援し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現を目指します。
- タブレット端末で、ドリル教材、デジタル教科書や市立図書館の電子図書等の積極的な活用を進め、家庭学習の充実に努めます。

6 今後の対策

本計画が平成21年に策定されてからの時間の経過を考えると、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、生活様式を始め、社会環境に大きな変化が生じている。また、教育現場には、GIGAスクール構想により、児童生徒に1人1台のタブレットが配布され、子供たちの電子メディアをめぐる環境の変化がますます進んでいる。そのような中、本計画もこうした子供たちを取り巻く社会の大きな変動に沿うべく、視点にも新たな観点を書き加える。今までの視点を踏まえたうえで、電子メディアの有効性を活用し、各種トラブルに対応できる子供を育成していく必要性を盛り込む4つ目の対策の柱として、

④電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないための自己発信責任の啓発

を新たに設けることとする。

近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得ることができ、SNS、オンラインゲーム等を長時間使用することによる生活習慣の乱れや、不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」、ネット詐欺・不正請求などの「ネット被害」、SNSによるトラブルなど、情報化の進展に伴う諸問題が深刻化している。

今までの3つの柱は、大人から子供への働きかけの視点だが、今後も日常的に触れ合う機会が増える電子メディアについて、子供たちが適切に活用し、情報社会を安心・安全に生き抜くための能力を身に付けさせるという意味で、子供自らの成長を期待する視点を追加したものである。

【今後の対策の柱】

- ①電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対策
- ②電子メディアから流される有害な情報から守るための対策
- ③電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策
- ④電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないための自己発信責任の啓発（新）

以上のことを踏まえて、今までの取り組みも継続し、新たな視点も盛り込んで行政、学校等教育機関、地域・団体、保護者が、相互に連携していく。それぞれの担う役割を以下に記す。

(1) 行政

①電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対策

- ・啓発リーフレットの配布
- ・講演会等の開催（電子メディア対策講座・出前講座）
- ・広報事業
- ・「電子メディアとの付き合い方」標語募集
- ・妊娠期～乳幼児期での啓発事業
- ・スマートフォン等携帯端末の取扱にかかわるガイドラインの推進
- ・子ども体験活動促進事業

②電子メディアから流される有害な情報から守るための対策

- ・P T A等関係機関と連携した講演会・研修会の開催
- ・情報モラル教育の推進

③電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策

- ・情報モラル教育の推進
- ・情報活用能力の向上のための取組

④電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないための自己発信責任の啓発

- ・P T A等関係機関と連携した講演会・研修会の開催
- ・情報モラル教育の推進
- ・情報活用能力の向上のための取組

(2) 学校等教育機関

①電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対策

- ・スマートフォン等携帯端末にかかわる生徒指導規程の遵守
- ・保護者との対話、情報交換等の実施
- ・教職員の講演会・研修会等への積極的な参加

②電子メディアから流される有害な情報から守るための対策

- ・情報モラル指導計画に基づいた情報モラル教育の実施
- ・保護者との対話、情報交換等の実施

- ・教職員の講演会・研修会等への積極的な参加
- ③電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策
 - ・情報モラル指導計画に基づいた情報モラル教育の実施
 - ・保護者との対話、情報交換等の実施
 - ・教職員の講演会・研修会等への積極的な参加
- ④電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないための自己発信責任の啓発
 - ・P T A等関係機関と連携した講演会・研修会の開催
 - ・教職員の講演会・研修会等への積極的な参加
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・情報活用能力の向上のための取組

(3) 地域・団体

- ①電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対策
 - ・地域行事・団体行事等の実施
- ②電子メディアから流される有害な情報から守るための対策
 - ・関係機関等と連携した講演会・研修会の開催
- ③電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策
 - ・電子メディアの正しい利用方法等についての学習機会の提供
- ④電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないための自己発信責任の啓発
 - ・講演会等の開催（電子メディア対策講座・出前講座）
 - ・講演会・研修会への参加

(4) 保護者

- ①電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対策
 - ・学校等との対話、情報交換等の実施
 - ・講演会・研修会への参加
 - ・体験活動等への参加
 - ・家庭でのルールづくりの実施
 - ・ペアレンタルコントロールの啓発
- ②電子メディアから流される有害な情報から守るための対策
 - ・学校等との対話、情報交換等の実施

- ・講演会・研修会への参加
- ・家庭でのルールづくりの実施
- ・フィルタリングソフトの導入

③電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策

- ・学校等との対話、情報交換等の実施

④電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないための自己発信責任の啓発

- ・講演会・研修会への参加
- ・家庭でのルールづくりの実施
- ・家庭での適切な指導の実施
- ・ペアレンタルコントロールの啓発

※フィルタリングソフト…インターネット上の有害サイトや情報へのアクセスを防ぐソフトウェア

閲覧させることが不適切と考えられる情報かどうか判断し、不適切と判定した情報を遮断したり、利用時間の制限や離れた場所から見守れたりできるソフトウェア

※ペアレンタルコントロール…子供によるパソコンや携帯電話・スマートフォンやゲーム機などの情報通信機器の利用を、親が監視して制限する取り組み

7 事業計画表（主な対策）

視 点	視点 1 電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対 策					新規・ 継続
事 業 名	赤ちゃん訪問事業・4ヵ月児健康診査事業					
	事業年度	令和 5 年度 ・ 6 年度 ・ 7 年度 ・ 8 年度				
主 実 体 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他	
	実施			参加		
対 象	対象乳児とその保護者					
目 的	対象乳児とその保護者に対して、電子メディアへの長時間の接触等 の影響について、啓発する。					
事 業 概 要	赤ちゃん訪問、4ヵ月児健康診査等で、電子メディアとの付き合い方 についてリーフレットを配布するとともに個別に啓発を実施。					
成 果	成果指標	基準値 (令和 4)		実績値 (令和 6)	実績値 (令和 8)	
	生後 4 ヲ月で TV・DVD・ス マートフォン、タブレット等 を見せないようにしている 保護者の増加				(目標値 70%)	
課 題						
関係課		健康推進課				

視 点	視点 1 電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対 策				新規・ 継続
事 業 名	1 歳 6 ヲ月・3 歳児健康診査事業				
	事業年度		令和 5 年度	6 年度	7 年度 ・ 8 年度
主 実 体 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他
	実施			参加	
対 象	対象幼児とその保護者				
目 的	対象幼児とその保護者に対して、電子メディアへの長時間の接触等 の影響について啓発し、健やかな発育をめざす。				
事 業 概 要	1 歳 6 ヲ月、3 歳児健診等で、メディア視聴時間を問い相談や指導 時に望ましい視聴の仕方について個別に啓発・指導する。				
成 果	成果指標	基準値 (令和 4)	実績値 (令和 6)	実績値 (令和 8)	
	テレビ・ゲーム・携帯電話等 の視聴が1日2時間以内の子 どもの増加			(目標値 1 歳 6 ヲ月 児：70%以上 3 歳児：60%以上)	
課 題					
関係課		健康推進課			

視 点	視点 1 電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対 策				新規・継続
事 業 名	家族ふれあいデー及び「電子メディアとの付き合い方」標語募集				
	事業年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
主 実 体 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他
	実施	実施	協力	実施	
対 象	児童・生徒とその家族				
目 的	子供たちや保護者等に対して、電子メディアへの長時間の接触等の 影響について啓発し、少しでも接触を減らす取り組みをしてもらう。				
事 業 概 要	・テレビやゲーム機をつけないで、家族で過ごす時間を作り、家族 間のコミュニケーションを図ってもらう日を設ける。どの程度の 取組が出来たかアンケートを取り、現状把握をし、振り返りをし てもらう。 ・標語・作文の募集を実施し、啓発の際に使用する。				
成 果	成果指標	基準値 (令和 4)	実績値 (令和 6)	実績値 (令和 8)	
	電子メディア使用に関する 約束事がある子供の数			(目標値 80%)	
課 題					
関係課		生涯学習課			

視 点	視点 1 電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対 策					新規・ 継続
事 業 名	広報事業（リーフレット資料・HP の充実）					
	事業年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
主 実 体 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他	
	実施	実施	協力	参加		
対 象	市民					
目 的	子供たちや保護者等に対して、電子メディアへの長時間の接触等の 影響について、啓発する。					
事 業 概 要	リーフレットを作成し、学校等を通じて配布する。幼児、児童・生 徒及び保護者への啓発を推進する。 今後、少人数での講座、講演会の実施に努め、リーフレットは、そ の際にも配布するものとする。 ホームページなどの記事も充実させ、市民啓発を推進する。					
成 果	成果指標	基準値 (令和 4)		実績値 (令和 6)	実績値 (令和 8)	
	電子メディア使用に関する 約束事がある子供の数				(目標値 80%)	
課 題	リーフレットだけでは、なかなか理解が進まないこともある。メディアの活用 も教材などでの使用もあり、多様化していることから、接触の影響ばかりを言 えない部分もある。					
関係課		生涯学習課				

視 点	視点 1 電子メディアへの過剰な接触を防ぐための対 策					新規・ 継続
事 業 名	放課後子ども教室推進事業					
	事業年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
主 実 体 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他	
	実施	協力	実施	参加		
対 象	小学生					
目 的	子供たちに対して、有意義な時間を過ごし、多様な感性や能力を養 う機会を創出する。あわせて、社会全体で子供を育む環境の充実と、 地域の教育力向上を図る。					
事 業 概 要	放課後や土曜に、放課後子ども教室を開講し、自然、文化、スポー ツ、地域行事等様々な体験活動を実施し、子供たちに地域の住民と の交流を通して豊かな体験をさせる。					
成 果	成果指標	基準値 (令和 4)	実績値 (令和 6)	実績値 (令和 8)		
	放課後子供教室参加児童数			(目標値 25,500 人)		
課 題						
関係課		生涯学習課				

視 点	視点2 電子メディアから流される有害な情報から守るための 対策 視点3 電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策 視点4 電子メディアを通して被害者にも加害者にもならない ための自己発信責任の啓発					新規・継続
事 業 名	情報モラル教育の推進					
	事業年度	令和5年度・令和6年度・令和7年度・令和8年度				
主 体 実 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他	
	実施	実施				
対 象	児童・生徒及び教員					
目 的	子供たちに、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に 付けさせる教育を行う。 また、電子メディアとの付き合い方について、子供に適切な指導を行ったり、 P T A等保護者へ適切に啓発したりするために、教員の資質向上を図る。					
事 業 概 要	各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り 扱う。 電子メディアとの付き合い方について、適切な指導ができるように教員の研修 を実施する。					
成 果	成果指標	基準値 (令和4)	実績値 (令和6)	実績値 (令和8)		
	尾道市ICTに係るアンケート (教員D－1) 児童生徒が情 報社会への参画にあたって自 らの行動に責任を持ち、相手の ことを考え、自他の権利を尊重 して、ルールやマナーを守って 情報を集めたり発信したりで きるように指導することがで きますか。 (教員の肯定的評価の割合)	90.0%		(目標値 95.0%)		
課 題						
関係課		教育指導課				

視 点	視点2 電子メディアから流される有害な情報から守るための対策 視点3 電子メディアを有効に活用できる力を養うための対策					新規・ 継続
事業名	情報活用能力の向上のための取組					
	事業年度	令和5年度 ・ 令和6年度 ・ 令和7年度 ・ 令和8年度				
主 体 実 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他	
	実施	参加				
対 象	教員					
目 的	また、電子メディアとの付き合い方について、子供に適切な指導を行ったり、PTA等保護者へ適切に啓発したりするために、教員の資質向上を図る。					
概 要 事 業	電子メディアとの付き合い方について、適切な指導ができるように教員の研修を実施する。					
成 果	成果指標	基準値 (令和4)	実績値 (令和6)	実績値 (令和8)		
	尾道市ICTに係るアンケート（教員D－4） 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導することができますか。 （教員の肯定的評価の割合）	85.7%		(目標値 95.0%)		
課 題						
関係課		教育指導課				

視 点	視点4 電子メディアを通して被害者にも加害者にも ならないための自己発信責任の啓発				新規・ 継続
事 業 名	啓発事業（講演会や出前講座等の開催） “社会を明るくする運動” “青少年の非行・被害防止全国強調月間” 講演会				
	事業年度	令和5年度 ・ 令和6年度 ・ 令和7年度 ・ 令和8年度			
主 実 体 施	行 政	教育機関	地域・団体	保護者	その他
	実施	参加	実施	参加	
対 象	市民（“社会を明るくする運動” “青少年の非行・被害防止全国強調月間” 尾道市地区推進委員会を構成する団体の所属員）				
目 的	電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないための自己発信責任を啓発する。				
事 業 概 要	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて毎年行われる講演会で、電子メディアを通して被害者にも加害者にもならないよう、自己発信責任を啓発する内容の講演を行う。				
成 果	成果指標	基準値 (令和4)	実績値 (令和6)	実績値 (令和8)	
	講演会の理解度や満足度が高いと回答した数			(目標値 75%)	
課 題	“社会を明るくする運動” “青少年の非行・被害防止全国強調月間” 講演会の参加者が関係者に固定しがちなため、広く一般市民を呼び込む工夫が必要。				
関係課		生涯学習課 社会福祉課 商工課			

尾道市次世代育成のための 電子メディア対策第5次実施計画

附 属 資 料

1 尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 尾道市の子どもたちの電子メディアにかかわる問題に対して、行政、学校、地域、保護者及び関係機関がどう取り組んでいくかを検討し、及び実施するための委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育・行政関係者
- (3) 各種団体の役員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

3 年度途中に必要があれば、新たな委員を加えることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務部生涯学習課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

2 この委員会の設立当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委員会発足の日から平成23年3月31日までとする。

2 尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会名簿

令和4年5月1日現在

選出区分	役職	氏 名	所属機関等
学識経験者	会 長	佐々木 伸孝	尾道市医師会会長
	副会長	木村 文則	公立大学法人尾道市立大学経済情報学部准教授
	委 員	内垣戸 貴之	福山大学人間文化学部准教授
	委 員	宇根 知香	尾道市医師会
団体関係者	委 員	檀上 朋宏	尾道市PTA連合会副会長
	委 員	村上 康雄	尾道市社会福祉協議会副会長
教育関係者	委 員	松栄 健吾	尾道市立御調中学校校長
	委 員	横松 和義	尾道市立山波小学校校長
	委 員	吉原 智恵美	尾道市立高須幼稚園専門員
	委 員	高原 時世	尾道市立江奥保育所長
行政関係者	委 員	佐々木 浩之	尾道警察署生活安全課長
	委 員	石本 美喜	尾道市教育委員会学校教育部教育指導課長
	委 員	高橋 彰	尾道市福祉保健部健康推進課長
	委 員	三好 雅子	尾道市福祉保健部子育て支援課長

3 尾道市次世代育成のための電子メディア対策第5次実施計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容
令和3年 7月30日承認	令和3年度第1回 委員会(書面会議)	委員委嘱、会長・副会長の選任 次世代育成のための電子メディア対策委員会の説明
令和3年9月	生活とメディアに関するアンケート調査実施	対象：市内1歳児・5歳児・小4児童・ 中2生徒
令和3年 10月28日	令和3年度第2回 委員会(WEB会議)	第4次実施計画の1年延長の承認 生活とメディアに関するアンケート調査 より現状報告 各実施事業の説明、意見交換
令和4年 2月3日	令和3年度第3回 委員会(WEB会議)	生活とメディアに関するアンケート調査 の集計結果報告
令和4年 5月12日	令和4年度第1回 委員会(WEB会議)	第5次実施計画策定スケジュール案及び 新たな視点案の承認
令和4年 8月4日	令和4年度第2回 委員会(WEB会議)	第5次実施計画素案の提案・協議
令和4年 8月25日	教育委員会への説明	第5次実施計画素案の説明
令和4年 9月～12月	第5次実施計画素案の 意見集約	第5次実施計画素案に対する修正意見等 の集約(ワーキングスタッフによる実施事 業精査)
令和5年2月	第5次実施計画修正案 の提示	第5次実施計画案の事前配布
令和5年 3月9日	令和4年度第3回 委員会(WEB会議)	第5次実施計画の決定
令和5年4月	教育委員会への報告	第5次実施計画の説明

4 尾道市次世代育成のための電子メディア対策第5次実施計画の流れ

